



報道関係者 各位

令和7年4月25日  
【照会先】  
福井労働局労働基準部健康安全課  
課長 澤井 乙夫  
電話 (0776) 22-2657

暑さ対策は4月から！！

⚠️ 熱中症による死亡労働災害が発生しています ⚠️

～命を守るため、法令改正に対応して熱中症対策の強化を～

福井労働局（局長 石川 良国）は、福井県内の過去10年の熱中症による労働災害発生状況を取りまとめるとともに、熱中症予防のため本年5月から9月まで「**STOP！熱中症クールワークキャンペーン**」を実施します。

安全に！！



＜熱中症による労働災害発生状況＞ 【別添 p1～p4 参照】

- 令和6年は、**熱中症（推定）による死亡災害が1件発生**。令和6年の熱中症災害件数（休業4日未満の件数を含む）は、合計131件発生しており、過去10年間では、**令和5年に次いで2番目に多く発生**。
- 業種別にみると、屋外で作業することが多い建設業で最も多く発生しているが、**5割弱は屋内で発生**しており、WBGT値を活用した作業管理等が重要。
- 月別の発生状況では7月・8月に多発しているが、**暑熱順化が十分でない4月は、WBGT値が23程度でも熱中症が発生**。
- 最高気温が31度以上の日に発生した熱中症による死傷者数が9割強を占める。
- 令和6年7月・8月は、令和5年に続いて35度を超える猛暑日が長く続いた。

＜改正労働安全衛生規則の公布・施行＞ 【別添 p4～5 参照】

- 熱中症の重篤化を防ぐために、令和7年4月15日に**改正労働安全衛生規則が公布され、6月1日から施行されるため、熱中症発症者の早期発見、迅速対応を目的に「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」など、熱中症対策の強化**が必要。



これらを踏まえ、福井労働局では、真夏日とされる30度が観測される前から余裕をもって熱中症対策を講じる必要があると考え、4月を本キャンペーンの準備期間、5月～9月までを実施期間（7月を重点取組期間）とし、法令改正に伴う熱中症防止対策の強化をはじめとする職場に

おける熱中症対策の推進を図ります。本キャンペーン期間中、福井労働局、各労働基準監督署では、職場における熱中症対策の推進について、事業場への周知啓発・指導を行います。

---

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!  
職場における熱中症予防情報

熱中症対策のポータル  
サイトはこちらに



STOP!熱中症  
クールワークキャンペーン



リーフレットは  
こちらに

要綱はこちらに



過去 10 年間の職場での熱中症による労働災害の発生状況(福井県)  
(平成 27 年～令和 6 年分)

**1 熱中症による死傷者数の推移**

過去 10 年間に於ける熱中症による労働災害は 610 件発生しており、この内、労働災害の統計対象となる休業 4 日以上 of 災害件数は 72 件となっている。

令和 6 年は、過去 10 年間では令和 5 年に次いで 2 番目に多い 131 件発生しており、休業 4 日以上 of 災害件数は 10 件となっている。この内、1 件は死亡災害であり、過去 10 年間の福井県内における熱中症による死亡労働災害は合計 2 件となった。

熱中症による労働災害の年別発生状況  
(令和元年より休業 4 日未満の件数を含めたものを計上) (件)

年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
熱中症災害※					128	75	55	87	134	131	610
うち休業 4 日以上	3	3	4	9	9	8	2	9	15	10	72
うち死亡								1		1	2

※熱中症により医療機関を受診したすべての死傷者数

熱中症災害(休業 4 日以上のもの)のうち屋内での労働災害発生状況 (件)

年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
休 業	3	3	4	9	9	8	2	9	15	10	72
うち屋内		2	2	5	2	6		3	7	6	33

72 件のうち、屋内での発生が 33 件で 5 割弱を占めている。屋外だけでなく、外気温と同等の気温である作業場や溶接作業を行う作業場等、屋内においても熱中症災害が多く発生している。

**2 業種別発生状況(平成 27 年～令和 6 年)**

業種別の発生状況を見ると、建設業が最も多く発生し、次いで製造業、警備業となっている。

業種別発生状況 (件)

業 種	建設業	警備業	製造業	農林業	清掃業	運送業	商業	接客娯 楽業	その他	合計
休業4日 以上	22	9	15	5	5	5	8	1	2	72
うち死亡			1		1					2

### 3 月・時間帯別発生状況（平成27年～令和6年）

#### (1) 月別発生状況

月別発生状況を見ると、7月と8月に集中して発生しており、全体の8割がこの期間に発生している。

令和6年は、最高気温が35度を超えた猛暑日が7月は12日間、8月は9日間あった（気象庁データ）。猛暑日は前年より少なかったものの、依然として長引いている傾向にある。

<過去の猛暑日>

令和5年 7月 12日間、8月 18日間

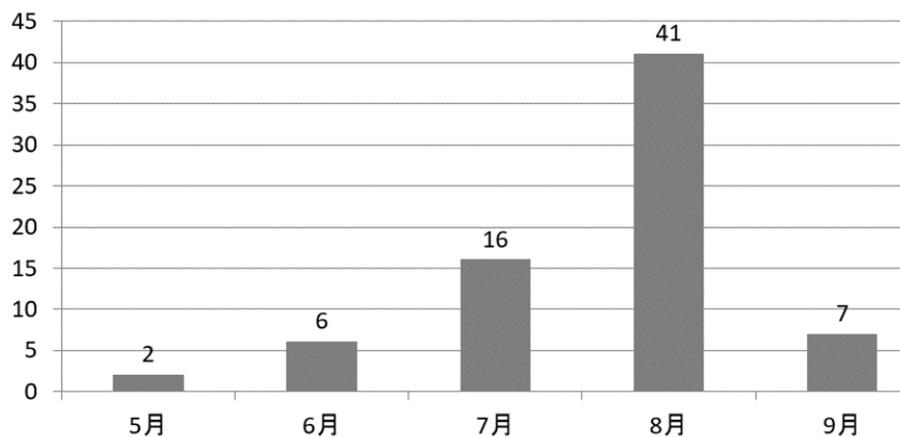
令和4年 7月 4日間、8月 7日間

なお、熱中症による労働災害（休業4日未満のものを含む。）は、4月のような暑熱順化が十分でない時期にも発生している。

月別発生状況 (件)

月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
休業	2	6	16	41	7	72

月別発生状況



## (2) 時間帯別発生状況

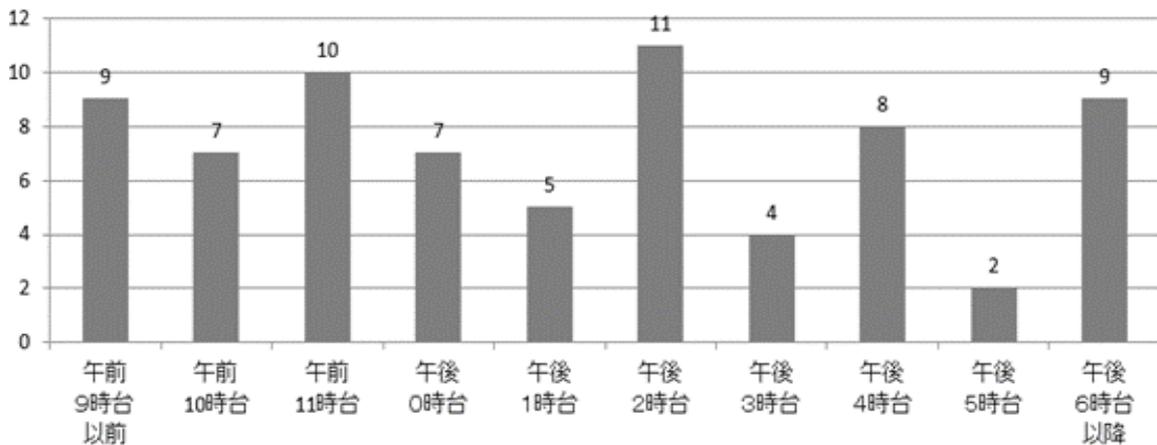
時間帯別で発生状況を見ると、昼時の時間帯のみならず、9時台以前の早い時間帯や午後6時以降の時間帯でも発生しているものがみられる。

作業後・帰宅後も、体温の高い状態には注意が必要である。

時間帯別発生状況 (件)

時間帯	午前 9時台 以前	午前 10時台	午前 11時台	午後 0時台	午後 1時台	午後 2時台	午後 3時台	午後 4時台	午後 5時台	午後 6時以 降	合計
休業	9	7	10	7	5	11	4	8	2	9	72

時間帯別発生状況



## 4 WBG T値※の区別発生割合 (令和6年発生131人について)

※暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、WBG T測定器による測定や、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度等から算出します。下表は1日の最高気温との比較で分析したものです。

21度未満 (ほぼ安全)	21度以上 25度未満 (注意)	25度以上 28度未満 (警戒)	28度以上 31度未満 (嚴重警戒)	31度以上 (危険)	合計
1人	1人	4人	6人	119人	131人

上の表のとおり、令和6年は気温31度以上で119人となっており、令和5年の61人から大幅に増加している。気温31度以上の環境下またはWBG T値28以上の環境下で作業を行う場合は、特に配慮して、測定等により算出したWBG T値とWBG T基準値を比較し、基準値を超えると、冷房を備えた休憩室の整備や作業時間の短縮、健康状態の確認等、熱中症予防対策の徹底を図る必要がある。

## 5 熱中症の死亡災害

令和6年に熱中症による死亡災害が1件発生している。

発生年月	時刻	業種	年齢	発生状況
平成20年8月	14時頃	建設業	40歳代	建物の解体工事現場において、解体材の仕分け作業を行っていたところ、被災者の手の震え、足元のふらつきの症状があったため病院へ搬送された。
平成20年8月	15時30分頃	建設業	60歳代	宅地造成工事の2日目、朝から側溝の砂利の敷き均し作業を行っていたところ、午後2時頃に体調を崩したため自家用車の中で休憩していたが、被災者の姿が見えないことに気づき、現場付近を探したところ現場から134m離れた道路沿いの雑草の茂みの中に倒れている被災者が発見された。
平成22年8月	15時40分頃	建設業	30歳代	仮設足場上で土のう袋を運搬していたところ、突然倒れた。 なお、被災者は現場入場3日目（最初の2日間は研修）で、作業開始の初日であった。
令和4年8月	17時頃	製造業	50歳代	倉庫内において梱包作業を行っていたところ、気分が悪くなったため横になり休憩していたが、そのまま意識がなくなった。
令和6年7月	未明	清掃業	40代	夕方に、ごみ処理装置の修理作業を行った後、駐車場の自家用車内で休憩をとっていたが、翌朝に自家用車内で死亡している状態で発見されたもの。

## 6 改正労働安全衛生規則の公布・施行

熱中症の重篤化を防ぐために、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて、迅速かつ適切に対処することが求められているため、本年4月15日に改正労働安全衛生規則が公布され、6月1日より施行される。改正労働安全衛生規則の概要は次のとおり。

WBGT値28以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を行う場合において、以下の3点について、事業者が講ずべき措置として義務化された。

- 1点目・・・熱中症の自覚症状のある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知
- 2点目・・・熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判

断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の作成及び関係作業員への周知

3点目・・・作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成および関係作業員への周知

※ 熱中症予防対策の詳細は、

別紙1「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

別紙2「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」職場における熱中症対策の強化について」

を参照。